

相模原市市民協働推進基本計画(案) に対する意見と市の考え方

< 意見募集期間 >

平成25年12月15日(日) ~ 平成26年1月21日(火)

< 意見提出者数 >

3人

< 意見数 >

13件

1 計画(案)全般に関すること(4件)

意見の内容(要旨)	件数	市の考え方
<p>市民という普遍的な言葉に独自の定義を設けることには違和感がありますが、行政施策として「市民」の定義が必要となることは理解します。しかし、「さがみはらパートナーシップ推進指針」で定義する「市民」となぜここまで違いをつくらなければいけなかったか疑問です。相模原市域で公益活動をする個人、団体、法人であればすべて協働の対象となる市民として現実的には扱われているはずで、今後とも、市民活動のひとの動きは自治体の境界線を意識しないで行われていきます。</p>	1	<p>本計画は、相模原市市民協働推進条例に基づく計画のため、「市民」及び「協働」について同条例の定義を引用しております。</p> <p>同条例は相模原市市民協働推進条例検討委員会の提案に基づき条例案を作成し、パブリックコメントを実施した後、市議会の承認を得て制定したものです。</p> <p>同委員会では、学識経験者、関係団体の代表者、公募市民等で構成される委員の皆様が、タウンミーティングやシンポジウムを行いながら2年間にわたって議論を重ね、さがみはらパートナーシップ推進指針を発展させる形でまとめたものです。</p>
<p>本来「協働」ないし「パートナーシップ」は行政と市民がパートナーを組むということが目的でした。その後議論を重ねていくうちに市民や市民団体から市民同士の協働という概念が生まれましたが、あくまで「協働」は地方分権強化の上で必須の行政ニーズから生まれたものです。そのこと含みを持たせた定義が必要です。</p>	1	<p>同条例における「市民」や「協働」の定義につきましては、これまでの本市の地域活動や市民活動等の実態を踏まえるとともに、今後更に協働を推進する観点から定めております。</p> <p>「市民」は、市内に居住する者の他、通勤、通学する者、活動する団体等も含めた幅広い概念としております。また、「協働」は、市民と市及び市民と市民が、目的を共有し、それぞれの役割及び責任の下で相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために幅広く活動することと捉えております。</p>
<p>本計画の位置づけを示した図について、「相模原市市民協働推進条例」の上に「さがみはらパートナーシップ推進指針」を位置付け、この指針を今後とも守っていく姿勢をとってください。</p>	1	<p>なお相模原市市民協働推進条例の制定に伴い、さがみはらパートナーシップ推進指針は平成23年度に廃止したところでございます。</p>
<p>本計画は相模原市市民協働推進条例を具体化するために必要なことで異論はありません。問題は元となる同条例の稚拙さや、さがみはらパートナーシップ推進指針の無視です。しかし、この条例は学識経験者や市民代表による検討委員会で2年にわたって審議され、議会の承認も得たものです。今更口をはさむことのできるものではありません。</p> <p>しかし、相模原市にはいまだに自治基本条例はなく、自治基本条例制定のなかでこれらが修正できるチャンスがあると思います。その時に参加する市民・学識経験者の選択次第ですが、行政がどうしたいかという明確な論理と目的をもって導いていくことが大切かと思えます。</p>	1	

2 現状と課題に関すること（2件）

意見の内容（要旨）	件数	市の考え方
<p>自治会活動について、核家族化が一般化し、共働き世帯の増加による就労時間の制約などから、自治会に加入しない（できない）人も多く、その様な家庭の子どもも「こども会」に加入していないなど、地域コミュニティに影響が出ているのが現実です。</p> <p>役員の作業を軽減し、現役世帯でも安心して自治会活動に参加できる取組みや、高齢者でも安心して役員ができる制度の構築を図らなければ、解決できる取組みではありません。</p> <p>したがって、今後、市や区の職員がもっと主体的に地域に出向き、または、様々なデータを解析し、地域が抱えている問題の芽を直接摘み取るようなきめ細やかな施策展開が必要ではないかと考えます。</p>	1	<p>本計画では、地域活動の中心的な役割を担う自治会への加入促進を重要な課題の一つと捉えており、基本施策の中に加入促進も含めた自治会活動への支援を掲げております。</p> <p>自治会の加入促進に向けては、様々な世代等の市民が、自治会の活動に参加しやすい環境づくりが必要と考えており、本年度、市では、相模原市自治会連合会と連携基本協定を締結し、自治会との協働による「自治会加入促進プロジェクト」に取り組んでおります。</p> <p>また、地域活動等の活性化を図るためには、地域の一員である市職員も活動に参加することが重要と考えており、本計画において、市職員が自治会やNPO等の活動を体験する研修等、理解を深めるための取組みも位置づけております。</p>
<p>地域のまちづくりの活動について、少子高齢化がより進展する現代において、高齢者を支えたり、持続可能な自治会活動を推進するために有効な手段の一つとして、市職員が、自分の居住地域における自治会活動やこども会活動などに対し、積極的に参加するとともに、様々な社会貢献活動を行うことが、今後重要になってくると考えます。</p> <p>したがって、そのことを十分御斟酌いただいた上で、この項目の中に、当該内容を盛り込んでいただきたいと思えます。</p>	1	

3 目指す姿に関すること（1件）

意見の内容（要旨）	件数	市の考え方
<p>目指す姿について、「担い合う」という言葉がいつの間にかどんどん広がった意味になっています。互いに支え合い助け合うという拡散した言葉になってしまえば、つかみどころのない精神論だけのものになってしまいます。地方分権とは市民もその運営に責任を分担し、市民力で効率的民主的自治を運営することで成り立つと思えます。そのために有能な市民、埋もれた市民の発掘、市民能力の尊重という姿勢が行政にも市民にも求められます。</p>	1	<p>「目指す姿は」、「相模原市市民協働推進条例」の目的に定める、「皆で担う地域社会」の具体的な姿を示したものでございます。</p> <p>なお、計画の推進にあたっては、市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することが重要であると考えており、今後もそうした観点から取組みを進めてまいります。</p>

4 協働を推進するための取組みに関すること（４件）

意見の内容（要旨）	件数	市の考え方
<p>「市民・行政協働運営型市民ファンド」について、ここでは「市民・行政共同運営型市民ファンド」とするのが正しいと思います。</p> <p>「市民ファンド」という考え方も寄付・補助金・助成金とは異なる明確な定義をしてファンドという用語の本来の意味の元手資金提供の仕組みも持たせておくべきと思います。</p> <p>CB・社会起業が求められ、その事業が社会的に期待され、市民から集めた「資金」が提供され、それが資本となって事業を運営し、成功すれば配当金や産品（サービスも含む）で出資者に還元されることが望まれるファンドの性格を保ったもののはずです。従ってNPOに限らず収益事業として成長する事業にも広く提供されるもののはずで、出資の現状がこれでよいのか再検討してみる必要もあります。市民活動に対する補助金も、協働事業の行政分担金も、将来的にはその事業が住民ニーズに沿って発展し、独立して運営・経営できるように公金が一時的に提供されるものです。ファンドの意味を受け止めて、その事業が雇用を生み、納税できるように発展を期待するのが本来の形です。</p>	<p>1</p>	<p>「市民・行政協働運営型市民ファンド」は、市民の創意と工夫にあふれる自主的なまちづくりを推進することを目的に、社会貢献活動を行う市民活動団体に活動費助成などの活動支援を行うもので、運営は、市民団体と協働により行っております。</p> <p>運営に当たっては、運営団体と協定を締結し、運営団体が市民からの寄附金を集め、市がその同額を負担金する等、それぞれの役割を分担して進めているところです。</p> <p>こうした市民との協働により進めている観点から、事業の名称に「協働」を使用しているものです。</p> <p>今後とも市民の皆さまからの寄附金がより有効に活用できるよう、効果的な運営を行ってまいります。</p>
<p>「地域活性化事業交付金」について、交付決定プロセスが各区で異なっており、清新地区だけが「清新地区まちおこし運動」を実施し、そのことが制度を複雑化させている要因となって地区内に混乱を来しておりますので、制度の見直しの際にしっかりと第三者機関による検証を行い、各区統一した制度とするよう御検討いただきたいと思ひます。</p> <p>また、制度上、市は「まちづくり会議」の意見を聴くようになっております。実態としては、交付の意思決定に関わるまちづくり会議の委員が、自分の所属している団体に交付金配分されているなど、制度に問題があると思ひますので、まちづくり会議の制度も含めた見直しを図る必要があると思ひます。</p>	<p>1</p>	<p>「地域活性化事業交付金」は、相模原市地域活性化事業交付金交付要綱に基づき、自治会等、地域の様々な団体等で構成し、各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合う「まちづくり会議」の意見を踏まえ、事業の目的や内容、効果等を勘案しながら、交付対象となる事業を決定しているものでございます。</p> <p>今後も地域の皆さまのご意見をお伺いしながら、地域の課題解決等に取り組む市民の皆さまの様々な事業や活動等の活性化に貢献できるよう、制度の公平、適切な運営に努めてまいります。</p>

<p>協働を推進する拠点となる場の提供について、各区に市民活動サポートセンターのような支援拠点をつくる時に、他政令市のような「区民活動サポートセンター」という名称を付けないように祈ります。</p> <p>「市民活動」という言葉はすでに明確で、市民とはその市の登録住民を指すのではなく、普遍的な意味での市民です。市・町・村に住もうが、あるいは区に住もうが町民・村民・区民という前に私たちは「市民」です。特定非営利活動促進法でもあえて「市民」の用語定義はしていませんがそれほどに普遍的な当たり前の単語だと理解すべきです。</p>	1	<p>本計画では、市民活動サポートセンター等の支援施設について、市民の身近な場所に協働を推進する拠点を確保する観点から、各区に同様の機能を持つ施設等の検討を掲げておりますが、今後具体的な検討を進める中で、名称についても検討してまいります。</p>
<p>「協働により実施する事業を提案できる機会の提供」について、「協働」をより広域に、そして多種多様化することで、無限の地域活性化が広がると思いますので、広報活動だけではなく、様々な団体が一堂に会した交流会を開催するなど、点を面に広げる施策展開に向けた検討を行い、実施していただきたいと思ひます。</p>	1	<p>本計画では、自治会、NPO等がさらに活動を発展させていくためには、相互の活動紹介や情報交換等、主体同士の交流機会の創出が重要と考え、施策に位置づけております。</p> <p>今後、こうした観点から「協働により実施する事業を提案できる機会の提供」を進めてまいります。</p>

5 その他（2件）

意見の内容（要旨）	件数	市の考え方
<p>私たちはサポートセンターにNPO登録して活動しています。年に数回ですが、お互いのNPOの活動交流会などの有意義な活動があります。けやき会館の駐車場を有料にするとの提案がありますが、私たちのセンター利用は2時間以内では終わりません。無断駐車を防ぐ意味でも2時間ごとの「認証」で対応してほしいです。時間を気にしていたら十分な活動ができません。</p>	1	<p>本計画では、協働による地域活動や市民活動を支援するため、協働に関する学習機会の提供、協働を推進する拠点となる場の提供等、6つの基本施策を掲げ、支援のための具体的な事業を定めております。今後、本計画に基づき、地域活動や市民活動の活性化が図られるよう、取組みを進めてまいります。</p> <p>市役所及び周辺の市施設駐車場につきましては、数十台規模の入庫待ち渋滞が月に数日発生をしている状況であることから、これを解消するため、先行都市などの事例も踏まえまして、民間業者への貸付けを実施するものでございます。</p>
<p>私は会員の会費により活動している市民団体に活動しています。</p> <p>会では年に数回、市民会館で会員の交流と親睦を図る目的の催しや総会を行っています。また、会員の生活や健康の悩みなどの相談も行っており、会員の多くは年に数回でも会えるのを楽しみにしています。会員は相模原市の全域にわたり、1回の開催時間は4～5時間です。会員には高齢者が多く、お互</p>	1	

<p>いに乗用車に乗り合わせて参加しています。</p> <p>市民会館の駐車場が2時間を越えたら有料にするということを決めたようですが、我々市民団体にとって、会費の値上げや、開催時間の短縮、他の会場探しなどにつながり、会の運営に支障をきたします。何とか今までどおり無料を継続していただいて、市民の自主的な活動を支援して下さい。</p>		
---	--	--